

台湾：国家安全法の改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生

目 次

はじめに

I 法改正の背景

- 1 台湾の半導体産業
- 2 台湾における技術漏えい

II 営業秘密法による営業秘密の保護強化

- 1 営業秘密法の沿革
- 2 営業秘密法の概要

III 2022年の国家安全法改正

- 1 国家安全法の沿革
- 2 近年の国家安全関係法制の整備
- 3 2022年改正の経緯
- 4 2022年改正法の概要

IV 2022年の台湾地区及び大陸地区人民関係条例改正

- 1 2022年条例改正の概要
- 2 国家核心重要技術を有する非公務員に対する規制強化

おわりに

翻訳：国家安全法

キーワード：半導体産業、国家核心重要技術、営業秘密、経済スパイ罪、知的財産及び商業法院

要 旨

半導体に代表されるハイテク産業が経済をけん引する台湾では、企業の営業秘密の中国への漏えいに対する危機感が高まっている。2019年、中国による台湾社会への浸透戦略に対抗するため、営業秘密法や一連の国家安全保障関係法の改正等が行われてきた。2022年5月、経済安全保障の観点から、国家安全保障に関わる重要技術（「国家核心重要技術」）の営業秘密を特に保護し、その侵害を防ぐため、国家安全法が改正された。同改正法では、国家核心重要技術の営業秘密に関する罰則を設け、軍事物資への中国製品使用に対する規制を強化し、関係する裁判案件に対する裁判所の管轄についての規定等を整えた。また、同時に改正された関係法規では、国家核心重要技術の営業秘密を保有する非公務員に対し、中国への渡航規制を強化した。

はじめに

2022年5月20日、台湾の立法院（国会に相当）の第10期第5会期第13回会議において、国家安全法の改正法案が可決され、改正法が同年6月8日に公布された（2023年4月末現在一部のみ施行）⁽¹⁾。本改正は、民間が有する営業秘密のうち国家安全保障に関わるものを厳重に保護するための措置を主眼とし、営業秘密法⁽²⁾の規定を踏まえ罰則を強化している。また、国家安全法と同時に、台湾地区及び大陸地区人民関係条例⁽³⁾が改正され、重要な営業秘密を有する民間人に対する中国大陸⁽⁴⁾への渡航制限等が強化された。以下、本稿では、2022年の国家安全法改正のほか、営業秘密法、2022年の台湾地区及び大陸地区人民関係条例改正等について解説し、国家安全法の全文を訳出する。

I 法改正の背景

1 台湾の半導体産業

台湾の半導体産業は、ファウンドリ（チップの受託製造）で世界市場シェアの約7割、後工程（テスト、封入）⁽⁵⁾では約6割を占め、いずれも世界第1位を保持し、半導体産業全体の生

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年5月8日である。

(1) 第3条第3項から同条第5項までは2023年4月28日施行。「国家安全法」（總統華總一經字第11100048121號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030028>>

(2) 「營業秘密法」（總統華總一經字第10900004051號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0080028>> 2019年12月31日改正、2020年1月15日公布・施行。台湾知的財産権情報サイト（公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所）による日本語訳 <<https://chizai.tw/test/wp-content/uploads/2021/11/20200318-%E5%96%B6%E6%A5%AD%E7%A7%98%E5%AF%86%E6%B3%95%EF%BC%882020%E5%B9%B4%E6%9C%8815%E6%97%A5%E6%94%B9%E6%AD%A3%EF%BC%89.pdf>> がある。

(3) 「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」（總統華總一經字第11100048111號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0010001>> なお、台湾の「条例」は、「法」に比べてより特定、限定的又は特殊な対象を扱う法律の名称である。蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社、2016、pp.30-31。

(4) 本稿では、台湾での主な用法に従い、（香港・マカオを除く）中華人民共和国を指すものとして用いる。

(5) 廣瀬淳哉「デジタル時代の半導体産業と各国の政策—経済安全保障の観点を含めた考察—」『レファレンス』

産額でも、米国に次ぐ世界第2位を占める（2021年）⁽⁶⁾。そのため、近年の台湾では、TSMC（台湾積体回路製造）等の半導体企業は、台湾本島を南北に走る中央山脈になぞらえ「護国神山」と称される⁽⁷⁾。また、米中対立により世界的にサプライチェーンの再編が進む中、他では代替できない高い技術力を持つ半導体企業は、台湾の「シリコンの盾」となり⁽⁸⁾、中国大陆による台湾攻撃を抑止し、米国が台湾防衛に関与する動機を高めるという見方もある⁽⁹⁾。

2 台湾における技術漏えい

こうした技術上の優位性を揺るがしかねない人材・技術の流出に対し、台湾では危機感を強めている。特に中国大陆は、国家戦略として半導体産業の育成を重視し、その技術水準を効率的に高めるため、人材誘致の戦略を進めており、投資等を通じ、台湾の重要技術や機密を盗んでいると台湾では認識されている⁽¹⁰⁾。中国大陆の企業が許可なく台湾に会社を設立し、約3年で200名を超える研究開発人材を引き抜いたとされ、営業秘密の流出による台湾企業等の損害額は3千億新台幣ドル⁽¹¹⁾に上ると試算されている⁽¹²⁾。

II 営業秘密法による営業秘密の保護強化

1 営業秘密法の沿革

営業秘密は知的財産権に属するものであり、台湾では、民間企業等における営業秘密を保護する法律として、営業秘密法が1996年に制定され⁽¹³⁾、損害賠償等の民事救済が規定された。当初、刑事責任の規定はなかったが、2013年の改正⁽¹⁴⁾において、営業秘密侵害罪の規定が設けられた。さらに、2018年3月に行政院（内閣に相当）が発表した対中国大陆8大戦略の1つに「営業秘密の保護強化」が盛り込まれ、同法の改正等が進められた⁽¹⁵⁾。2019年12月の改正⁽¹⁶⁾では、訴訟における二次漏えいを防止するため、検察官に捜査秘密保持命令（捜査内容について捜査以外での使用及び命令を受けていない者への伝達を禁止する。）を発する権限を認める規定が加えられた。

849号, 2021.9, pp.28-32. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11723354_po_084902.pdf?contentNo=1>

(6) 「半導体産業現況」2022.5.23. 經濟部工業局智慧電子産業計畫推動辦公室 <<https://www.sipo.org.tw/industry-overview/industry-state-quo/semiconductor-industry-state-quo.html>>

(7) 「穩固臺灣半導體地位 蘇揆：從各方面強化競爭力 讓臺灣持續領先」2021.4.15 行政院 <<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/6854b2c7-9cb4-464c-88ac-210e5d77e1a5>>

(8) 蔡英文 Tsai Ing-wen (@tsaiingwen) 2020.9.24, 2:38 の投稿 (facebook) <<https://zh-hk.facebook.com/tsaiingwen/posts/10157026789686065/>>

(9) 野嶋剛「半導体地政学の強風のなか、独自の勝利戦略を目指す台湾 TSMC の選択」『東亜』668号, 2023.2, pp.10-17.

(10) 楊宗新「我國半導體人才遭大陸誘吸情形」『清流雙月刊』33期, 法務部調查局, 2021.5, pp.15-21. <<https://mjib-ebook.com/MJIB/no33/index.html>>

(11) 1新台幣ドルは、約4.38円（令和5年5月分報告省令レート）

(12) 李志強「經濟安全＝國家安全 營業秘密保護法制動態解析」『清流雙月刊』33期, 2021.5, pp.22-27.

(13) 1995年12月22日制定、1996年1月17日公布・施行（總統（85）華總字第8500008780號）。

(14) 2013年1月11日改正、同月30日公布・施行（總統華總一義字第10200017761號）

(15) 「政院：四大面向及八大強臺策略 務實因應中國大陸對臺31項措施」2018.3.16. 行政院 <<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/70ea5798-56c6-4fbc-ba06-730ac87264df>>

(16) 「營業秘密法」前掲注(2)

2 営業秘密法の概要

(1) 営業秘密の定義

同法は、営業秘密を「方法、技術、製造工程、調合法、プログラム、設計又はその他の生産、販売若しくは経営に用いることのできる情報」で、非公知性、有用性、秘密管理性の3要件を満たすものと定義し（第2条）、併せて営業秘密の侵害に当たる行為を規定した（第10条）。

(2) 営業秘密侵害罪

2013年の改正では、①営業秘密の一般的侵害罪（第13条の1）、②一般的な営業秘密の域外使用罪⁽¹⁷⁾（第13条の2）が新たに規定された。①は5年以下の懲役又は拘留に処し、100万新台湾ドル以上1千万新台湾ドル以下の罰金を併科できる。②は1年以上10年以下の懲役又は拘留に処し、300万新台湾ドル以上5千万新台湾ドル以下の罰金を併科できる。また、公務員等の、他者の営業秘密を職務上知りうる立場にある者が、故意に①②を犯した場合は、刑が加重される（第13条の3）。

(3) 捜査秘密保持命令

同法の2019年12月の改正では、検察官が捜査秘密保持命令を発することを認め、その効力を定め（第14条の1）、書面による発出の形式（第14条の2）、効力の例外等（第14条の3）、命令違反に対する罰則（3年以下の懲役、拘留、100万新台湾ドル以下の罰金又はその併科）を定めた（第14条の4）。

Ⅲ 2022年の国家安全法改正

1 国家安全法の沿革

国家安全法は、金門・馬祖両島を除き台湾の戒嚴令⁽¹⁸⁾が解除された1987年に「動員戡（かん）乱時期国家安全法」として制定された⁽¹⁹⁾。2022年の改正までに5度（1992年、1996年、2011年、2013年、2019年）の改正があり、2019年の改正⁽²⁰⁾では、情報漏えい等の違反行為の態様を詳細化し（第2条の1）、国家安全はネットワーク空間にも及ぶことを追加した（第2条の2）。また、国家安全に反する行為に対する処罰区分が細分化された（第5条の1）。

(17) 行政院による国家安全法改正草案（「立法院議案關係文書」院總第1434號政府提案第17809號, 2022.3.2. <https://lis.ly.gov.tw/lygazettec/mtdoc?PD100502:LCEWA01_100502_00037>）での呼称。章忠信「當營業秘密遇見國家安全時」『當代法律』4期, 2022.4, pp.80-88.

(18) 国共内戦中の1949年5月19日に台湾省に対する戒嚴令が実施され、1987年7月15日に「動員戡乱時期国家安全法」が制定されるまで継続した。なお、「動員戡乱時期」とは、1948年4月18日に中華民国憲法の一部改正として制定された「動員戡乱時期臨時條款」において、国家の危機に対応するため、総統が国家緊急権を行使できる時期と規定される。同條款の施行された1948年5月10日から、1991年4月30日の総統令により同年5月1日に終結が宣言されるまで続いた。

(19) 当初は、人民の集会、結社における共産主義や国土分裂等の主張を禁ずる（第2条）等の内容もあったが、憲法に定める言論の自由に反するとして、2011年の改正で削除された。

(20) 2019年6月19日改正、同年7月3日公布（總統華總一義字第10800068301號）、同年7月5日施行。

2 近年の国家安全関係法制の整備

2019年は、国家安全法の改正のほか、香港・マカオを含む中国大陸の勢力による台湾への浸透や機密取得を防ぐため、一連の法改正⁽²¹⁾が進められた（表1参照）。政府の許可を要する事項について、許可なく大陸地区⁽²²⁾の勢力と合意すること等を外患罪の適用対象とし、国家機密の漏えいや経済スパイ行為等に対する罰則が強化された。

表1 国家安全法及びその他関連する主な法改正又は制定（2019年）

法令名	主な改正又は制定内容
刑法 總統令華総一義字第 10800048581 号 2019年5月7日改正、同月10日公布	政府による許可を要する事項について、許可を得ず外国政府又はその派遣する者とひそかに約定した場合を外患罪に追加し（第113条）、大陸地区、香港、マカオ、国外の敵対勢力又はそれらの派遣する者にも適用される（第115条の1）とした。
国家機密保護法 總統令華総一義字第 10800048591 号 2019年5月7日改正、同年5月10日公布、 同年5月12日施行	外国、大陸地区、香港、マカオ、国外の敵対勢力等に対する、国家機密又はそれに指定すべき事項の漏えい、引渡し（第32条、第33条）、諜報又は収集（第34条）の場合の罰則を強化。
国家安全法 總統令華総一義字第 10800068301 号 2019年6月19日改正、同年7月3日公布、 同年7月5日施行	情報漏えい等の違反行為の態様を詳細化し（第2条の1）、国家安全はネットワーク空間にも及ぶことを追加（第2条の2）。また、国家安全に反する行為に対する処罰区分を細分化（第5条の1）。
台湾地区及び大陸地区人民関係条例 總統令華総一義字第 10800074601 号 2019年7月3日改正、同年7月24日公布、 同年9月1日施行	少将以上の退役将軍、国防・外交等機関の副大臣以上の経験者に対し、大陸地区の政治式典等への参加を禁じ（第9条の3）、国家の尊厳を損なう行為があれば、退職金を減俸又は剥奪する（第91条）等を追加。
国家情報工作法 總統令華総一義字第 10900004061 号 2019年12月13日改正、2020年1月15日 公布・施行	外国等による不正な形での営業秘密入手に対する情報収集を情報機関の業務内容に位置付けた（第7条第1項第4号）。スパイ行為等に対する刑罰を重くし（第30条～第32条）、公訴時効を撤廃（第32条の1）。
反浸透法 總統令華総一義字第 10900004161 号 2019年12月31日制定、2020年1月15日 公布・施行	「国外敵対勢力」を定義し（第2条）、それらに所属し又は統制され、台湾への政治浸透を図る存在の指示等による、政治献金等（第3条）、選挙運動（第4条）、遊説（第5条）、集会（第6条）等の行為を禁止。

（出典）次の各法律の条文の内容を基に筆者作成。「中華民国刑法」全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0000001>>；「國家機密保護法」同上 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0060003>>；「国家安全法」同上 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030028>>；「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」同上 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0010001>>；「國家情報工作法」同上 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0020041>>；「反滲透法」同上 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030317>>

3 2022年改正の経緯

2019年7月の国家安全法改正後も、経済安全保障の観点や国家安全保障に関わる営業秘密の保護強化⁽²³⁾等を目的として、2021年5月に半導体産業等のセンシティブな科学技術情報の漏えいを防止するための一部改正案など、与野党の議員から同法の改正案19件が提出された。

(21) 羅承宗「新國安三法的光與影」『台灣法學雜誌』371期, 2019.7, pp.39-44; 李志強「國家安全人人有責: 淺談「國安五法」」『清流雙月刊』24期, 2019.11, pp.4-8. <<https://mjibebook.com/MJIB/no24/mobile/index.html#p=4>>

(22) 「大陸地区」は、台湾地区及び大陸地区人民關係条例第2条では、「台湾地区」（台湾、澎湖、金門、馬祖各島等）以外の、（中国共産党の統制下にある）中華民国の領土であると規定される。

(23) 2018年、民主進歩党の立法委員が、国家安全に影響を及ぼし得るセンシティブな科学技術を保護するための法案（「敏感科學技術保護法」）を立法院に提出したが、制定されなかった。これを指摘し、国家安全の観点がない営業秘密法の代わりに、国家安全法に経済スパイ罪の規定を加える改正が必要であるとの意見が提出されていた。趙晞華「我國敏感科技技術外流之防制及處罰機制」『軍法專刊』67卷1期, 2021.2, pp.15-48.

行政院内でも改正草案が作成され、2022年2月21日に立法院に提出された。立法院では、同年5月18日の各会派による協議⁽²⁴⁾を経て、同法改正法は5月20日に可決、6月8日に公布された⁽²⁵⁾。施行日は行政院が定める（同法第20条）とされているが、2023年4月末現在、一部を除き未施行である。

4 2022年改正法の概要

(1) 構成

2022年改正法（全20か条）のうち、第3条、第8条～第12条、第18条、第19条は、2019年改正法（全12か条）にない新たな規定である。制定目的（第1条）、ネットワーク空間への適用（第4条）、出入国の旅客・船舶に対する検査（第5条）、管制（立入制限）区の設定（第6条）及び違反時の処罰（第15条）、非現役軍人に対する裁判（第16条、第17条）は、2019年法の規定を踏襲している。以下、2022年改正法で改正・追加された条文を中心に概要を説明する。

(2) 制定目的

国の安全を確保し、社会の安定を維持するため（第1条）とする。なお、2019年改正法第1条には、この法律で規定しないものは、他の関係法規の規定を適用する旨の第2項が存在したが、2022年改正法では削除された。

(3) 情報の窃取、漏えい等の禁止

(i) 公務上の秘密（第2条、第7条）

2019年改正法第2条の1は、「人民は、外国、大陸地区、香港、マカオ、国外敵対勢力又はそれらの派遣する者」のため、①組織の発足、援助等、②公務上秘密にすべき文書の漏えい等、③公務上秘密にすべき文書の諜報等を行うことを禁じていた。

2022年改正法第2条はこれとほぼ同内容であるが、外部の国や勢力だけでなく、それらが組織し、又は実質的に統制する各種組織又はそれらが派遣する者のための上記①②③の実行も禁止されている。

2022年改正法第7条は、同第2条の禁止行為に対する罰則を規定する。第2条第1号の行為（組織の発足、援助等）は、中国大陸のために行った場合とそれ以外の場合とで、法定刑が区別されている。本条の内容は、2019年改正法第5条の1とほぼ同じである。

(ii) 国家核心重要技術の営業秘密（第3条、第8条）

2022年改正法第3条は今回新たに設けられたもので、国家核心重要技術の営業秘密の不法入手、域外使用を禁止する規定である。

(a) 定義

本法において、国家核心重要技術は次のように定義される。すなわち、外国、中国大陸、香港、マカオ又は国外敵対勢力に流出した場合、国の安全、産業競争力又は経済発展を大きく損

(24) 中国語原文は「黨團協商」。「黨團」と呼ばれる院内会派の幹部により法案の審議等を行う制度をいう。立法院職權行使法（「立法院職權行使法」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0020058>>）の第12章「黨團協商」（第68条～第74条）に規定がある。

(25) 「國家安全法—完成三讀—」『立法院公報』111卷75期, 2022.6.8, pp.57-256. <https://ppg.ly.gov.tw/ppg/PublicationBulletinDetail/download/communique1/final/pdf/111/75/LCIDC01_1117501.pdf>

なうもので、①国際条約や国防の必要等の考慮に基づき規制すべきもの、又は②台湾の先端的技術を生み、若しくは重要な産業競争力を向上させるものであって、行政院と立法院での承認を受けたものである（第3条第3項）。また、営業秘密とは、営業秘密法第2条の定義する内容（II 2参照）であると定められた（同条第6項）。

(b) 禁止事項及び処罰

第3条第1項では、第2条と同じ対象のため、国家核心重要技術の営業秘密について、①窃取等の不正な方法による取得、使用等、②許可範囲外での複製、使用、漏えい、③所有者の意図に反した廃棄等の不実施、④①～③の事情を知った上での取得、使用、漏えいを行うことを禁止する。行政院による草案説明⁽²⁶⁾等では、これを経済スパイ罪と呼ぶ。

同条第2項は、外国、大陸地区、香港、マカオにおいて、国家核心重要技術の営業秘密を使用することを意図して、前項①～④の行為を行うことを禁止する。

第3条第1項及び第2項の行為に対する処罰は、第8条第1項及び第2項で規定され、最大で12年以下の懲役及び1億新台幣ドル以下の罰金併科が定められた（表2参照）。

表2 秘密の漏えい等に関する国家安全法及び営業秘密法の主な違反行為及び処罰内容

	違反行為	処罰内容
国家安全法	外国、大陸地区、香港、マカオ、国外敵対勢力又はそれらに設立され、若しくは実質的統制を受ける組織等のために行う右の①②③の行為	①組織の発足、資金援助、主宰、指揮等（第2条第1号） (大陸地区のための場合) 7年以上の懲役。5千万新台幣ドル以上1億新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第7条第1項） (大陸地区以外のための場合) 3年以上10年以下の懲役。3千万新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第7条第1項）
	②公務上秘密にすべき文書等の漏えい等（第2条第2号）	1年以上7年以下の懲役。1千万新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第7条第2項）
	③公務上秘密にすべき文書等の諜報等（第2条第3号）	6か月以上5年以下の懲役。300万新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第7条第3項）
	【新設】（経済スパイ罪） 外国、大陸地区、香港、マカオ、国外敵対勢力又はそれらに設立され、実質的統制を受ける組織等のため、国家核心重要技術の営業秘密を①窃取等不正な方法での取得、使用等、②許可範囲外での複製、使用、漏えいを行い、又は③所有者の意に背き廃棄しない等（第3条第1項）	5年以上12年以下の懲役。500万新台幣ドル以上1億新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第8条第1項）
【新設】（国家核心重要技術の営業秘密の域外使用罪） 外国、大陸地区、香港、マカオでの使用を意図し、国家核心重要技術の営業秘密を①窃取等不正な方法での取得、使用等、②許可範囲外での複製、使用、漏えいを行い、又は③所有者の意に背き廃棄しない等（第3条第2項）	3年以上10年以下の懲役。500万新台幣ドル以上5千万新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第8条第2項）	
営業秘密法	（営業秘密の一般的侵害罪） 自己又は第三者の不法な利益とすることを意図し、又は営業秘密所有者の利益を損ない、営業秘密の①窃取等不正な方法での取得、使用等、②許可範囲外での複製、使用、漏えいを行い、又は③所有者の意に背き廃棄しない等（第13条の1）	5年以下の懲役又は拘留。100万新台幣ドル以上1千万新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第13条の1）
	（一般的営業秘密の域外使用罪） 外国、大陸地区、香港又はマカオでの使用を意図し、第13条の1の罪を犯したとき（第13条の2）	1年以上10年以下の懲役。300万新台幣ドル以上5千万新台幣ドル以下の罰金を併科できる（第13条の2）

(出典) 国家安全法（「国家安全法」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030028>>）
2022年改正法及び営業秘密法（「営業秘密法」同上 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0080028>>）
2019年改正法の条文等を基に筆者作成。

(26) 「防止國家核心關鍵技術外流 政院通過「國家安全法」修正草案及「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」部分條文修正草案」2022.2.17. 行政院 <<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/5d673316-5cc1-4b37-a756-8cd62a9e522d>>

(4) 捜査秘密保持命令の適用（第9条、第10条）

営業秘密法第14条の1から第14条の3までの捜査秘密保持命令に関する規定(Ⅱ2参照)は、検察官が国家安全法2022年改正法第8条(国家核心重要技術の営業秘密に対する経済スパイ罪、域外使用罪)の案件を捜査する際にも適用され(第9条第1項)、その案件は、知的財産案件⁽²⁷⁾として処理される(第9条第2項)ことが明記された。

営業秘密法第14条の4では、捜査秘密保持命令に違反した場合の処罰は3年以下の懲役、拘留、100万新台湾ドル以下の罰金又はその併科と規定されるのに対し、国家安全法2022年改正法では、第9条の違反に対する処罰のうち、懲役、拘留の年数が5年以下に引き上げられている(第10条)。

(5) 軍事物資・設備の製造業者に対する規制（第11条、第12条）

軍事関係の調達では、中国大陸製品の納入は制限されているにもかかわらず、業者が中国大陸製の不良品を納入する事例が起きていることから、本法において、①軍事関係の調達で、原産地等が中国大陸等に由来すると知りながらの納入・提供、②武器・弾薬等の物資が不良品であると知りながらの納入・提供を禁止する(第11条)。

第11条に違反した場合の処罰は、上記②の場合、3年以上10年以下の懲役に処し、500万新台湾ドル以上5千万新台湾ドル以下の罰金を併科できる(同第12条第2項)。それと共に、自首・自白した場合に刑を減免する規定も設けている(同第4項、第5項)。

(6) 法院(裁判所)の管轄権（第18条、第19条）

台湾の法院(裁判所)は地方法院、高等法院、最高法院の三級から成り、原則として三審制である⁽²⁸⁾。しかし、内乱罪・外患罪等の場合は、影響の重大性のため速やかに結審する必要があり、高等法院及び最高法院の二審制となる⁽²⁹⁾。本法第7条第1項に定める、外国、中国大陸等のための組織発足等の罪は、未遂犯も含め、国家に対する法益侵害の程度が内乱罪・外患罪等に匹敵するとの判断から、それらと同様の二審制をとることとされた(第18条第1項)。

上述の通常の法院のほかに、専門分野に特化した知識を要する案件を扱う裁判所の一つに知的財産及び商業法院⁽³⁰⁾がある。国家安全法2022年改正法第8条の案件は、同法院が第一審の管轄権を有すると定められた(第18条第2項)。

また、知的財産、労働、医療、家庭、金融、性被害等の特定分野の案件に対し、法院は、専門法廷を設け、又は専門の人員を指定しての審理が認められ、又は義務付けられている⁽³¹⁾。営業秘密法第14条第1項⁽³²⁾等と同様に、国家安全法2022年改正法で扱う国家安全保障に関

(27) 中国語原文は「智慧財産案件」。知的財産案件とされたものは、知的財産案件審理法(「智慧財産案件審理法」(總統華總一義字第11200010201號)全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030215>> 2023年2月15日公布、同年8月30日施行予定)に基づき処理することとされる(第2条)。

(28) 蔡・王 前掲注(3), p.63.

(29) 刑事訴訟法(「刑事訴訟法」(總統華總一義字第11200036361號)全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0010001>> 2023年5月3日公布・施行)第4条

(30) 「智慧財産及商業法院組織法」(總統華總一義字第11200033901號)全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0010090>> 2023年4月26日公布、同年8月30日施行予定

(31) 『專業法庭(院)執行成效之探討專案調查研究報告』監察院, 2013.6, pp.13-18.

(32) 営業秘密の訴訟案件を審理するため、法院は専門法廷の設置又は専門の人員を担当に指定できることを定める。

わる案件については、専門法廷を設置し⁽³³⁾、又は専門の部門を指定できることを定めた（第19条）。

IV 2022年の台湾地区及び大陸地区人民関係条例改正

1 2022年条例改正の概要

国家安全法2022年改正法の成立と同じ2022年5月20日、台湾地区及び大陸地区人民関係条例の一部改正法案が可決され、同年6月8日に公布された⁽³⁴⁾。同条例は、台湾の安全を確保し、台湾と中国大陸の間の往来を規制すること等を目的に1992年に制定された法律である。直近の改正は2019年に行われている（Ⅲ2参照）。2022年の改正は19度目の改正となる。

同条例は全6章96か条から成る。2022年の主な改正点は次の2点である。

①国家核心重要技術を持つ非公務員の大陸渡航に対する規制強化（第9条）及びその罰則（第91条）。2023年4月28日施行。

②中国大陸の資本による迂回（うかい）投資の禁止（第40条の1）、台湾人による大陸企業に対する名義貸しの規制（第93条の1及び2）。2022年11月18日施行。

2 国家核心重要技術を有する非公務員に対する規制強化

同条例の第9条は、その第3項で、台湾の公務員及び国防部（部は日本の省に相当）等機関に属する非公務員身分の者が中国大陸に渡航する際、内政部の許可を要することを定め、同条第4項で、中国大陸への渡航に際し、内政部等で構成される審査会の許可が必要となるその他台湾住民を列挙している。

2022年の改正では、同項に、「政府機関（機構）の委託、補助又は一定の基準に達する出資を受けて、国家核心重要技術に関わる業務に従事する個人若しくは法人、団体又は他の機構の構成員」が追加された。また、同号の国家核心重要技術は、国家安全法の規定に従うこと（第11項）、「委託、補助又は出資の一定の基準」及びその他遵守事項に関する規則は、行政院国家科学及び技術委員会等が定めること（第13項）等が追加された。

おわりに

国家安全法2022年改正法の第20条では、施行日は行政院が定めるとされる。2023年4月末現在、ほとんどの条文が未施行であるが、同年4月28日、国家核心重要技術の認定手続や規則に関する第3条第3項から同条第5項までが施行された。台湾地区及び大陸地区人民関係条例の改正内容のうち国家核心重要技術に関わる第9条及び第91条も同日施行された。また、国家安全法2022年改正法第3条第4項に定める国家核心重要技術の認定手続は、2023年4月26日に規則が制定・施行されている⁽³⁵⁾。国家安全法の内容のうち、国家核心重要技術をどの

(33) 国家安全関係案件を扱う専門法廷について、最高司法機関である司法院は、実際の件数や法院の人的資源等の状況を踏まえて設置の可否を判断するとの意向を示した。「國家安全法—完成三讀—」前掲注(25), pp.85-86,92.

(34) 「臺灣地區與大陸地區人民關係條例修正第九條、第四十條之一、第九十一條、第九十三條之一及第九十三條之二條文—完成三讀—」『立法院公報』111卷75期, 2022.6.8, pp.367-516. <https://ppg.ly.gov.tw/ppg/PublicationBulletinDetail/download/communique1/final/pdf/111/75/LCIDC01_1117501.pdf>

(35) 「訂定「國家核心關鍵技術認定辦法」、「政府機關（構）委託補助出資國家核心關鍵技術計畫認定辦法」」『行政

ように認定するかが最大の難題であるとの指摘は多い⁽³⁶⁾。科学技術のイノベーションを阻害することなく、国家安全保障に関わる営業秘密をいかに保護することができるのか、台湾における取組が注目される。

(ゆの もとお)

院公報』29 卷 75 期, 2023.4. <<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=140100>>

(36) 吳淑青「國家安全法修正草案評估報告」『立法院法制局法案評估報告』1702 號, 2022.3, pp.17-18; 楊長蓉「評析《國家安全法》修訂「國家核心關鍵技術經濟間諜罪」」2022.3.11. 國防安全研究院 <<https://indsr.org.tw/respublicationon?uid=12&resid=1854&pid=1099&typeid=3>>; 章 前掲注 (17), p.87.

国家安全法

國家安全法

(2022年5月20日立法院第10期第5会期第13回会議にて可決、
同年6月8日總統令華總一義字第11100048121号により公布)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生 訳

第1条

国の安全を確保し、社会の安定を維持するため、特にこの法律を制定する。

第2条

何人も、外国、大陸地区⁽¹⁾、香港、マカオ、国外の敵対勢力⁽²⁾、それらが設立し、若しくは実質的に統制するところの各種の組織、機構、団体又はそれら⁽³⁾が派遣する者のために、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 組織を発足させ、資金援助し、主宰し、操り、指揮し、又は発展させること。
- (2) 公務に関するもので秘密にすべき文書、図画、画像、情報、物品又は電磁的記録を漏えいし、引き渡し、又は伝達すること。
- (3) 公務に関するもので秘密にすべき文書、図画、画像、情報、物品又は電磁的記録の情報を探り、又は収集すること。

第3条

何人も、外国、大陸地区、香港、マカオ、国外の敵対勢力、それらが設立し、若しくは実質的に統制するところの各種の組織、機構、団体又はそれらが派遣する者のために、次に掲げる行為を行ってはならない。[第1項]

- (1) 窃取、横領、詐欺、強迫、無断複製又はその他の不正な方法によって、国家核心重要技術の営業秘密⁽⁴⁾を取得し、又は取得の後に使用し、漏えいすること。

* この翻訳は、「国家安全法」(2022年6月8日公布、第3条第3項から同条第5項までは2023年4月28日施行、その他は未施行) 全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030028>> を訳出したものである。訳文中□内の語句は、訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年5月8日である。

- (1) 本法施行細則(「国家安全法施行細則」 全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030029>> 2021年5月13日改正) 第2条の1は、本法にいう「大陸地区」について、台湾地区及び大陸地区人民關係条例(「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」(總統華總一義字第11100048111号) 全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0010001>>) 第2条の規定する「台湾地区」(すなわち「台湾、澎湖、金門、馬祖[各島]及び政府の統治権の及ぶその他の地区」)以外の中華民国の領土をいうと規定する。
- (2) 中国語原文は「境外敵對勢力」。反浸透法(「反滲透法」(總統華總一義字第1090000416号) 全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030317>> 2019年12月31日制定、2020年1月15日公布・施行) 第2条では、「我が国と交戦し、又は武力で対峙する国、政治実体、又は団体を指す。非平和的手段により我が国の主権を損なうことを主張する国、政治実体又は団体も同様」と規定する。
- (3) 「国家安全法」立法院法律系統 <<https://www.ly.gov.tw/Pages/ashx/LawRedirect.ashx?CODE=01441>> の「異動條文及理由」は、外国、大陸地区、香港、マカオ、国外の敵対勢力及びそれらが設立し、又は実質的に統制するところの各種の組織、機構、団体を指すものと説明する。
- (4) 営業秘密法(「營業秘密法」(總統華總一經字第10900004051号) 全国法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0080028>> 2019年12月31日改正、2020年1月15日公布・施行) 第2条は、営業

- (2) 国家核心重要技術の営業秘密を知悉し、又は保有する [者が]、許可を得ることなく、又は許可の範囲を越えて、当該営業秘密を複製し、使用し、又は漏えいすること。
- (3) 国家核心重要技術の営業秘密を保有する [者が]、営業秘密の所有者がその削除、破棄を行うように通知した後も、当該営業秘密の削除、破棄又は隠匿を行わないこと。
- (4) 他者が国家核心重要技術の営業秘密を知悉し、又は保有し、第1号から第3号に定める状況があることを明らかに知りながら、[当該営業秘密を] 取得し、使用し、又は漏えいすること。

何人も、外国、大陸地区、香港、マカオにおいて、国家核心重要技術の営業秘密を使用することを意図して、前項各号のいずれかの行為を行ってはならない。[第2項]

第1項にいう国家核心重要技術とは、外国、大陸地区、香港、マカオ、国外の敵対勢力に流出すれば、国の安全、産業競争力又は経済発展を大きく損ない、なおかつ次に掲げる条件のいずれかに該当するもので、行政院が公告し発効した後に、立法院に送付して供閲⁽⁵⁾を依頼したものをいう。[第3項]

- (1) 国際条約、国防の必要又は国の重要インフラ施設の安全防護の考慮に基づき、管理を行うべきもの
- (2) 我が国の先端的技術の創出を促進し、又は重要な産業の競争力を大幅に向上させることができるもの

前項にいう国家核心重要技術の認定手続及びその他の遵守すべき事項の規則⁽⁶⁾は、国家科学及び技術委員会⁽⁷⁾が、関係機関との協議により定める。[第4項]

認定を受けた国家核心重要技術は、定期的に再検証するものとする。[第5項]

この条にいう営業秘密とは、営業秘密法第2条に定める営業秘密をいう。[第6項]

第4条

国の安全の維持は、中華民國の領域内のネットワーク空間及びその実体空間に及ぶものとする。

第5条

警察又は海岸巡視機関⁽⁸⁾は、必要なときに、次に掲げる者、物品及び運輸手段に対し、その職権に基づき検査を実施することができる。[第1項]

- (1) 出入国する旅客及びその携行品
- (2) 出入国する船舶、航空機又はその他の運輸手段
- (3) 国内を航行する船舶、航空機又はその貨物
- (4) 前2号の運輸手段の船員、搭乗員、漁民又はその他の従業員及びその携行品

秘密を「方法、技術、製造工程、調合法、プログラム、設計又はその他の生産、販売若しくは経営に用いることのできる情報」で、非公知性、有用性、秘密管理性の3要件を満たすものと定義する。

(5) 中国語原文は「備査」。上位機関が下位機関からの文書等を了承し、将来の調査に備えて保管することをいう。

(6) 中国語原文は「辦法」。国家核心重要技術を認定する審議会の体制等を定めた規則が2023年4月26日に制定された。「訂定「國家核心關鍵技術認定辦法」、「政府機關（構）委託補助出資國家核心關鍵技術計畫認定辦法」」【行政院公報】29卷75期, 2023.4. <<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=140100>>

(7) 中国語原文は「國家科學及技術委員會」。2022年1月、行政院の科学技術部（部は日本の省に相当）が改組されて成立した組織で、旧科学技術部の所管を継承するほか、省庁間の連絡調整を行うための職権が追加された。

(8) 中国語原文は「海岸巡防機關」。沿岸警備法（「海岸巡防法」（總統華總一義字第10800063501號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0090009>> 2019年6月21日公布・施行）第2条によれば、行政院海洋委員会に属する海巡署、海洋保全署及びその所属機関を指す。

前項の検査に対し、執行機関は、必要なときに行政院に報告し、国防部が所属組織を指定して、執行に協力させることを命ずるよう要請することができる。〔第2項〕

第6条

海防及び軍事施設の安全を確保するため、かつ山岳地帯の治安を維持するため、国防部は内政部との協議により、海岸、山岳地帯又は重要な軍事施設地区を管制区に指定し、さらにこれを公告することができる。〔第1項〕

人民が前項の管制区に出入りするときは、当該管理機関に許可を申請しなければならない。〔第2項〕

第1項の管制区で、軍事上必要とするものは、建設制限、建設禁止を実施することができる。また、その範囲は、国防部が内政部及び関係機関との協議により定める。〔第3項〕

前項の建設制限又は建設禁止の地域の税は、減免されるものとする。〔第4項〕

第7条

国の安全又は社会の安定を害する意図で、大陸地区のために第2条第1号の規定に違反した者は、7年以上の懲役に処し、5千万新台幣ドル⁽⁹⁾以上1億新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。大陸地区以外のために第2条第1号の規定に違反した者は、3年以上10年以下の懲役に処し、3千万新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。〔第1項〕

第2条第2号の規定に違反した者は、1年以上7年以下の懲役に処し、1千万新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。〔第2項〕

第2条第3号の規定に違反した者は、6か月以上5年以下の懲役に処し、300万新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。〔第3項〕

第1項から第3項までの罪の未遂は、これを罰する。〔第4項〕

過失のために第2項の罪を犯した者は、1年以下の懲役、拘留又は30万新台幣ドル以下の罰金に処す。〔第5項〕

前5項までの罪を犯して自首した者は、その刑を減輕し、又は免除することができる。また、それによってその他の正犯若しくは共犯が捜査検挙され、又は国の安全若しくは利益が重大な危害を被ることが防がれることになった者は、その刑を免除する。〔第6項〕

第1項から第5項までの罪を犯し、捜査中及びこれまでの裁判中に自白した者は、その刑を減輕することができる。また、それによってその他の正犯若しくは共犯が捜査検挙され、又は国の安全若しくは利益が重大な危害を被ることが防がれることになった者は、その刑を減輕し、又は免除する。〔第7項〕

第1項の罪を犯した者は、その者が参加する組織の財産について、実際に合法的に被害者に返還されるものを除き、没収されるものとする。〔第8項〕

第1項の罪を犯した者が、組織に参加した後得た財産につき、合法的な来歴を証明できない場合も同じとする。〔第9項〕

第8条

第3条第1項の各号の規定のいずれかに違反した者は、5年以上12年以下の懲役に処し、500万新台幣ドル以上1億新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。〔第1項〕

第3条第2項の規定に違反した者は、3年以上10年以下の懲役に処し、500万新台幣ドル

(9) 1新台幣ドルは、約4.38円（令和5年5月分報告省令レート）

以上5千万新台湾ドル以下の罰金を併科することができる。〔第2項〕

第1項及び第2項の罪の未遂は、これを罰する。〔第3項〕

罰金を科す際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超えるときは、得た利益の2倍から10倍までの範囲内で酌量して加重することができる。〔第4項〕

第1項から第3項までの罪を犯して自首した者は、その刑を減輕し、又は免除することができる。それによりその他の正犯若しくは共犯が捜査検挙され、又は国の安全若しくは利益が重大な危害を被ることを防がれることになった者は、その刑を免除する。〔第5項〕

第1項から第3項までの罪を犯し、捜査中及びこれまでの裁判中で自白した者は、その刑を減輕することができる。それによってその他の正犯若しくは共犯が捜査検挙され、又は国の安全若しくは利益が重大な危害を被ることが防がれることになった者は、その刑を減輕し、又は免除する。〔第6項〕

法人の代表者、非法人の団体の管理者又は代表者、法人・非法人団体又は自然人の代理人、被雇用者又はその他の従業員が、業務執行のために第1項から第3項までの罪を犯したとき、それぞれの当該項の規定によりその行為者を処罰するほか、当該の法人、非法人団体、自然人に対しても当該各項の罰金を科すものとする。ただし、法人の代表者、非法人団体の管理者又は代表者、自然人が、犯罪の発生に対し、力を尽くして防止行為を行ったときは、この限りでない。〔第7項〕

第9条

営業秘密法第14条の1から第14条の3までの捜査秘密保持命令⁽¹⁰⁾に関する規定は、検察官が前条の案件を審査処理するときに適用される。〔第1項〕

前条の犯罪の案件は、知的財産案件審理法⁽¹¹⁾第1条の前段に定めるところの知的財産案件とする。〔第2項〕

第10条

前条第1項の捜査秘密保持命令に違反した者は、5年以下の懲役若しくは拘留に処し、若しくは100万新台湾ドル以下の罰金を科し、又はこれを併科する。〔第1項〕

外国、大陸地区、香港又はマカオで捜査秘密保持命令に違反したときも、犯罪地の法律における処罰規定の有無にかかわらず、前項の規定を適用する。〔第2項〕

第11条

国防に係る軍需品及び施設の安全を確保するため、製造業者⁽¹²⁾又はその委託業者の人員、又は政府機関（機構）の委託、補助、出資を受ける個人若しくは法人、機構若しくは団体の人員若しくはその委託業者の人員が、契約を履行するときは、次に掲げる状況があってはならない。〔第1項〕

- (1) 軍事建設、財産又は労務調達に使用する産品・製品又はサービスについて、原産地、国籍又は登記場所が大陸地区、香港、マカオ又は国外の敵対勢力に由来すると知りながら、引渡し又は提供を行うこと。

(10) 中国語原文は「偵査保密令」。捜査内容について捜査以外での使用及び命令を受けていない者への伝達を禁止するため、検察官が発出することができる。

(11) 「智慧財産案件審理法」（總統華總一義字第11200010201號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030215>> 2023年2月15日公布、同年8月30日施行予定。

(12) 中国語原文は「廠商」。

(2) 不正な軍用武器、弾薬又は作戦物資であると知りながら、引渡し又は提供を行うこと。

前項の第1号にいう産品・製品又はサービス及び同第2号にいう軍用武器、弾薬又は作戦物資で、この法律により規制するものは、調達組織が入札文書の中で特に明記したものに限る。[第2項]

第12条

前条第1項第1号の規定に違反した者は、1年以上7年以下の懲役に処し、3千万新台幣以下の罰金を併科することができる。[第1項]

前条第1項第2号の規定に違反し、国の安全又は軍事的利益を損なつたと認められる者は、3年以上10年以下の懲役に処し、500万新台幣以上5千万新台幣以下の罰金を併科することができる。[第2項]

罰金を科す際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超えるときは、得た利益の2倍から10倍までの範囲内で酌量して加重することができる。[第3項]

第1項又は第2項の罪を犯して自首した者は、その刑を減輕し、又は免除することができる。それによりその他の正犯若しくは共犯を捜査検挙し、又は国の安全若しくは軍事上の利益が重大な危害状況を被ることを防いだときは、その刑を減輕し、又は免除する。[第4項]

第1項又は第2項の罪を犯し、捜査中及びこれまでの裁判中で自首した者は、その刑を減輕することができる。それによりその他の正犯若しくは共犯を捜査検挙し、又は国の安全若しくは軍事上の利益が重大な危害状況を被ることを防いだときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。[第5項]

法人の代表者、非法人団体の管理者又は代表者、法人・非法人団体又は自然人の代理人、被雇用者又はその他の従業員が、業務執行のために第1項又は第2項の罪を犯したとき、それぞれの当該項の規定によりその行為者を処罰するほか、当該法人、非法人団体、自然人に対しても当該各項の罰金を科すものとする。ただし、法人の代表者、非法人団体の管理者又は代表者、自然人が、犯罪の発生に対し、力を尽くして防止行為を行ったときは、この限りでない。[第6項]

第13条

軍人・公務員・教員及び公営機関（機構）職員で、現職（現役）又は退職（退官）の後、次に掲げる状況のある者は、その退職（退官）給付の請求権を喪失する。すでに支給し受け取った場合は、追徴するものとする。[第1項]

- (1) 内乱、外患罪⁽¹³⁾で、判決が確定している者
- (2) 第7条若しくは第8条の罪、陸海空軍刑法⁽¹⁴⁾の国家忠誠職責違反罪⁽¹⁵⁾、又は国家機密保護法⁽¹⁶⁾第32条から第34条まで若しくは国家情報工作法⁽¹⁷⁾第30条から第31条までの罪を

(13) 刑法（「中華民國刑法」（總統華總一義字第11200007241號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0000001>> 2023年2月8日公布・施行、第91条の1のみ同年7月1日施行予定）第2編第1章「内亂罪」（第100条～第102条）及び同第2章「外患罪」（第103条～第115条の1）

(14) 「陸海空軍刑法」（總統華總一義字第11100012111號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=F0120001>> 2022年1月28日公布・施行

(15) 中国語原文は「違反效忠國家職責罪」。陸海空軍刑法の第2編第1章（第14条～第25条）で規定される。

(16) 「國家機密保護法」（總統華總一義字第10900064831號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0060003>> 2020年6月10日公布、同年7月17日施行。同法第32条～第34条は、國家機密の漏えい、引渡し、偵察等に対する罰則を規定する。

(17) 「國家情報工作法」（總統華總一義字第10900004061號）全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/>

犯し、判決を経て懲役以上の刑が確定している者

前項の追徴すべき者は、犯罪を行った時点から計算を開始するものとする。[第2項]

第14条

正当な理由なく、第5条で実施を規定する検査を拒否し、又は逃れる者は、6か月以下の懲役、拘留に処し、若しくは1万5千新台幣以下以下の罰金を科し、又はこれを併科する。

第15条

第6条第2項に違反し、許可を申請せず、理由なく管制区に出入りし、退去を通知した後も従わないときは、6か月以下の懲役、拘留に処し、若しくは1万5千新台幣以下以下の罰金を科し、又はこれを併科する。[第1項]

第6条第3項の建設禁止・建設制限の規定に違反し、制止の後も従わないときは、6か月以下の懲役、拘留に処し、若しくは1万5千新台幣以下以下の罰金を科し、又はこれを併科する。[第2項]

第16条

現役外の軍人は、軍事裁判を受けない [ものとする]。

第17条

戒厳期間の戒厳地域内で、軍事裁判機関の裁判を受けた現役外軍人の刑事案件は、戒厳解除後に次に掲げる規定に基づき処理する。

- (1) 軍事裁判の手續がまだ終了していない者は、審査中の案件は、当該管轄の検察官に移送して審査させ、裁判中の案件は、当該管轄の法院に移送して裁判をさせる。
- (2) 刑事裁判がすでに確定している者は、当該管轄の法院に上訴又は抗告することができない。ただし、再審又は非常上告の理由がある者は、法に基づき再審又は非常上告を請求することができる。
- (3) 刑事裁判がまだ執行されていない、又は執行中である者は、当該管轄の検察官に移送し、執行を指揮させる。

第18条

第7条第1項及びその未遂犯の案件は、その第1審の管轄権は、高等法院⁽¹⁸⁾に属する。[第1項]

第8条第1項から第3項までの案件は、その第1審の管轄権は、知的財産及び商業法院⁽¹⁹⁾に属する。[第2項]

第8条第1項から第3項までの案件と裁判上同一の犯罪であり、又は刑事訴訟法⁽²⁰⁾第7条第1号に定める相互に関連する関係にある、第1審の管轄権が高等法院に属するその他の刑事案件について、検察官の起訴又は共同起訴を経る場合は、知的財産及び商業法院に対しこれらを行うものとする。[第3項]

この法律の中華民國111 [2022] 年5月20日修正の条文施行前の第5条第1項及びその

LawAll.aspx?pcode=A0020041> 2020年1月15日公布・施行

(18) 日本の高等裁判所に相当する。

(19) 中国語原文は「智慧財産及商業法院」。「智慧財産及商業法院組織法」(總統華總一義字第11200033901號) 全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0010090>> 2023年4月26日公布、同年8月30日施行予定

(20) 「刑事訴訟法」(總統華總一義字第11200036361號) 全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=C0010001>> 2023年5月3日公布・施行

未遂犯の案件で、すでに法院が審議しているものは、第1項の規定を適用しない。[第4項]

第19条

法院は、この法律に違反した犯罪案件を審理するため、専門法廷⁽²¹⁾を設立し、又は専門部門を指定して処理することができる。

第20条

この法律の施行細則⁽²²⁾及び施行日は、行政院が定める。

(ゆの もとお)

(21) 知的財産、労働、医療、家庭、金融、性被害等の、専門知識を要する特定分野の案件に対しては、法院は、専門法廷を設けることができ、又は義務付けられている。『專業法庭（院）執行成效之探討專案調查研究報告』監察院, 2013.6, pp.13-18.

(22) 「國家安全法施行細則」全國法規資料庫 <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030029>> 2021年5月13日公布。同細則の改正草案が2023年3月27日に公開され、同年5月26日まで意見募集が行われた。「預告「國家安全法施行細則」部分條文修正草案」『行政院公報』29卷56期, 2023.3. <<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=139527>>

